

○訂正箇所

<諮問第 2035 号「電波防護指針の在り方」のうち「吸収電力密度の指針値の導入等」の一部答申（別紙 1）>

別添の該当ページ	誤（修正箇所は赤字で記載）	正（修正箇所は赤字で記載）
p24	<7> 100kHz から 10MHz までにおいて体内電界強度が $1.35 \times 10^{-4} \times [V/m]$ を超えないこと（f は、Hz を単位とする周波数とする。）。	<7> 100kHz から 10MHz までにおいて体内電界強度が $1.35 \times 10^{-4} \times \text{f}[V/m]$ を超えないこと（f は、Hz を単位とする周波数とする。）。

<諮問第 2042 号「携帯電話端末等の電力密度による評価方法」のうち「6GHz～10GHz における吸収電力密度の測定方法等」の一部答申（別紙 2）>

別添の該当ページ	誤（修正箇所は赤字で記載）	正（修正箇所は赤字で記載）
P32	3.2.1 ファントム ファントムは、簡易性能試験と同じ人体（側頭部及び両手を除く）ファントム（「 1 .2.1 ファントム」参照）を適用する。	3.2.1 ファントム ファントムは、簡易性能試験と同じ人体（側頭部及び両手を除く）ファントム（「 2 .2.1 ファントム」参照）を適用する。